

休眠預金等活用法に関する規定

株式会社 佐賀共栄銀行

この規定においては、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下「休眠預金等活用法」といいます。）に関する取扱いについては、各種預金規定等に定める事項に加え、次の規定を適用させていただきます。

この規定は休眠預金等活用法の施行をもって適用するものとします。

この規定において、「各種預金」とは、休眠預金等活用法上の預貯金のうち、佐賀共栄銀行にて取扱う以下の預金をいい、その預金取引を「各種預金取引」といいます。

<各種預金>

当座預金、普通預金、貯蓄預金、納税準備預金、スーパー定期預金、期日指定定期預金、大口定期預金、変動金利定期預金、通知預金、定期積金、積立定期預金（財形預金を除く）、別段預金

※マル優の適用となっている預金は対象外です。

1. 休眠預金等活用法に係る異動事由

当行は、各種預金取引における休眠預金等活用法に基づく異動事由として取り扱う事由を当行ホームページに掲示します。

2. 休眠預金等活用法に係る最終異動日等

(1) 各種預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

- ① 当行ホームページ（休眠預金等活用法に基づく異動事由について）に掲げる異動が最後にあった日
- ② 将来における預金等に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金等に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③ 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
- ④ この預金等が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 第1項第2号において、将来における預金等に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金等に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ①預入期間、計算期間または償還期間の定めがあること当該期間の末日（自動継続扱いの預金にあつては、初回満期日）
- ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと当該事由が生じた日の属する期間の満期日
 - イ．異動事由（当行ホームページにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。）
 - ロ．当行が休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。

3. 総合口座取引に係る預金の最終異動日等

総合口座取引における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由（第2条第2項において定める事由をいいます。）が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取扱います。

4. 休眠預金等代替金に関する取扱い

- (1) 各種預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法に基づき各種預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
 - ①各種預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であつて法令または契約に定める義務に基づくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと
 - ②各種預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りません。）
 - ③各種預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - ④各種預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと

(4) 当行は、次の号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約束します。

- ① 当行が各種預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
- ② 各種預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
- ③ 前項に基づく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

5. 規定の改定

この規定を改定する場合は、改定内容を記載した店頭ポスターまたはホームページ等にて告知することとし、改定後の規定については、告知記載の適用開始日から適用するものとします。

以 上